

平成28年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	平成28年3月24日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	平成28年3月24日午後2時28分			臨時議長	渡 部 日出雄
	閉会	平成28年3月24日午後4時30分			議 長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	柿 沼 朋 幸	○	16		
	2	古 舘 千恵子	○	17		
	3	海老原 弘	○	18		
	4	小 堤 修	○	19		
	5	渡 部 日出雄	○	20		
	6	石 井 めぐみ	○	21		
	7	山野井 隆	○	22		
	8	吉 田 宏	○	23		
	9	齋 藤 久 代	○	24		
	10	加 増 充 子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	1 番	柿 沼 朋 幸		2 番	古 舘 千恵子	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	齋 藤 隆		議事係	近 内 伸一郎 宮 田 俊 明 西 島 淳	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	片 庭 正 雄
	事 務 局 長	渡 邊 達 夫
	次 長	古 谷 勝 美
	次 長	川 上 雅 彦
	企 画 財 政 課 長	濟 賀 幸 夫
	業 務 課 長	前 島 修
	管 理 課 長	瀬 尾 誠
	施 設 課 長	舘 野 正 美
	工 務 課 長	穂 鹿 毅
	企画財政課長補佐兼企画調整係長	長 塚 学
	業務課長補佐兼業務係長	斉 藤 佐 武 郎
	管 理 課 長 補 佐	中 山 茂
	施 設 課 長 補 佐	渡 邊 敏 明
	工務課長補佐兼工務1係長	海老原 義 孝
総 務 課 契 約 係 長	木 村 修 夫	

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成28年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

平成28年3月24日

午後2時28分開会

- 日程第1 仮議席の指名
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 取手地方広域下水道組合行政不服審査法施行条例について
- 日程第7 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第3号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計予算
- 追加日程第1 同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

平成28年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 平成28年3月24日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
3月24日	午後2時28分	本会議	議会議場	仮議席の指定 議長の選挙 議席の指定 副議長の選挙 一般質問 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 同意案第1号

平成28年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

平成28年3月24日（木曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時28分開会

○**議会事務局長（齊藤 隆君）** 議会事務局長の齊藤でございます。事務局から申し上げます。

これから開会されます平成28年第1回取手市地方広域下水道組合議会定例会は、先日両構成市で執行されました市議会議員選挙一般選挙後初めて招集された議会でございます。

したがいまして議長が選挙されるまで間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席されております議員の中で、渡部日出雄議員が一番の年長議員でありますので、議長の選挙終了まで臨時議長の職務をお務めいただければと思います。

渡部日出雄議員、こちらの議長席のほうにお着きください。よろしく申し上げます。

○**臨時議長（渡部日出雄君）** ただいまご紹介されました渡部日出雄でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより日程に入ります。

○

仮議席の指定

○**臨時議長（渡部日出雄君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

○

選挙第1号 議長の選挙について

○**臨時議長（渡部日出雄君）** 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**臨時議長（渡部日出雄君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行

うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡部日出雄君） 異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定いたしました。

議長に、山野井 隆君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名いたしました山野井 隆君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡部日出雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山野井 隆君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山野井 隆君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

山野井 隆君、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） ただいま取手地方広域下水道組合の議長に推薦をいただき、仰せつかりました山野井 隆と申します。当組合のますますの発展のために全力で働いてまいります。どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（渡部日出雄君） ありがとうございます。

以上で、当選者の挨拶は終わりました。

議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務はこれをもって終了いたします。皆様方のご協力によりまして、無事に臨時議長の職務を遂行することができましたことを御礼申し上げます。

議長と本席を交代するため、自席で暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

午後 2 時 3 2 分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開いたします。

議席の指定

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

議席が指定されましたので、氏名標を上げてください。
自席で暫時休憩します。

午後 2 時 3 3 分休憩

_____ ○ _____

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開いたします。

_____ ○ _____

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第 2， 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、柿沼朋幸君、古舘千恵子さんを指名いたします。

_____ ○ _____

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第 3， 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

_____ ○ _____

選挙第 2 号 副議長の選挙について

○議長（山野井 隆君） 日程第 4， 選挙第 2 号， 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定しま

した。

副議長に、渡部日出雄君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名しました渡部日出雄君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました渡部日出雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡部日出雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

渡部日出雄君、就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（渡部日出雄君） ただいま皆様のご同意をいただき、当議会副議長に当選させていただきました渡部でございます。山野井議長を助け、議会の運営がスムーズにいくよう全力で務めてまいりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山野井 隆君） ありがとうございます。

以上で、当選者の挨拶は終わりました。

○

一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択することとなっています。念のために申し上げます。

一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。

一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関係する質問が終わりましたら、自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答制の時間制限は、申し合わせにより1人20分以内となっています。

それでは、質問を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。初めての議会ですが、緊張しております。一般質問を行います。

今、消費税が8%に増税されて、一方では年金引き下げなど社会保障制度の低下が国民の暮らしと経済に大きな打撃を与えております。地域経済の担い手である中小業者への影響も深刻です。当下水道組合管内の業者からも、仕事の量が減ってきているなどの声が寄

せられております。地域経済の活性化を図るためにも、下水道事業は地域経済を担う地域内の業者優先でと伺います。

まず、排水設備指定業者について伺います。

下水道工事普及と同時に宅内工事が進められていきますが、実際、地域内の業者がどのぐらい宅内工事を扱っているか伺います。

下水道組合排水設備指定工事店規則では、茨城県内において営業所を持つ者と明記しておりますが、取手市、つくばみらい市の方が宅内工事を行う場合、まず優先するのは管内事業者かと思いますが、実態はどうでしょうか、お答えください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

現在、当組合が指定する工事店は157社登録されております。うち、取手市、つくばみらい市内に営業所を設置する工事店は、57社の登録がございます。

なお、参考までに申し上げますと、取手市内におきましては34社、つくばみらい市におきまして23社が登録されております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 規則は昭和58年から何度か改正されておりますけれども、改正した内容、特に指定基準について、その経過はどのようになっていったのかお伺いします。お示してください。

○議長（山野井 隆君） 業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

指定工事店規則における指定基準改正の経過についてのご質問でございますが、現行の規則につきましては昭和58年に制定したもので、地域要件におきましては、当時の取手市、藤代町、伊奈村に営業に適合する店舗を有する者を基準としておりました。その後、平成8年、当時の建設省より、排水施設に係る指定工事店制度の見直しについての通達がございます。その中で営業所等の所在地要件を緩和し、より一層の競争性及び透明性の確保を図ることを目的としまして、当該都道府県内に営業所を置けば足りるものとして指定工事店制度の広域的な運用を図るよう、関係部局へ周知が行われております。このことを踏まえまして、当組合におきましては、市民の利便性の向上を図る観点から、平成10年に地域要件を茨城県内と改めたものでございます。

そのほか、指定基準におきまして規則の改正は行われておりますが、文言の整理等の軽易な見直しによるものでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。次に、地域業者の委託業務発注状況ですが、私は、インターネットで27年度、26年度の取手地方広域下水道組合入札結果という

のをちょっと見たのですが、この占める割合ですが、まず、工事のところではどのぐらい地域業者がいらっしゃるかお願いします。

○議長（山野井 隆君） 次長川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 加増議員のご質問にお答えします。

工事発注でございますが、当組合が発注しました土木工事一式、舗装工事におきまして、取手市及びつくばみらい市に本店、支店、並びに営業所等を置く管内業者が受注した割合でございますが、今年度27年度におきましては43件のうち42件でございます。26年度におきましては、発注件数47件のうち管内業者全件47件でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 27年度が43件のうち42件、26年度が47件のうち47件ということですが、27年度は43件のうち42件ということで、件数が前年度より減っているのですが、こういった動きは何かあったのですか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 加増議員のご質問にお答えします。

27年度の1件、管外業者ですが、この件につきましては、既に整備した既存の污水管において硫化水素などにより破損した箇所を特殊な資材、機材により施工する管渠更生工事でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そうしましたら、委託業務の発注に占める割合はどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 加増議員のご質問にお答えします。

委託業務につきましては、平成27年度は発注件数39件のうち管内業者は36件、26年度におきましては37件のうち35件でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 27年度と26年度の数の違いがありますが、ここら辺の動きは、先ほどちょっと伺いましたけれども、これはどんな状況だったのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 加増議員のご質問にお答えします。

管内業者の受注割合につきましては、当該年度に実施する業務委託の内容により変更が生じております。平成27年度におきましては、39件のうち3件を管外業者が受注している状況でございますが、いずれも特殊性のある業務であり、契約履行を確保するため所在地要件を管外に拡大して行ったものでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 私も地域の業者にとということですからずっと伺っているんですが、例

えば地域の工事とかそういうのはわかりました。この処理場，電気関係ありますよね。そこは専門的なところもあるかと思いますが，それはどうなっているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 加増議員のご質問にお答えします。

管内業者による業者選定を前提としておるわけでございますが，処理場汚水中継ポンプ場の機械・電気工事につきましては，機器の規模，製作による特殊性があり，製作期間における経営基盤を確保するという観点から，専門業者に発注せざるを得ない状況となっておりますので，ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 専門業者ということなのですが，この専門業者は1社なのでしょうか。それぞれ電気関係とかポンプ場とか違うと思うのですが，それぞれどのぐらいの数になりますか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 電気・機械につきましては，組合の一般競争入札実施要綱に基づきまして，2,000万円以上5,000万円未満につきましては，市内に本店がある業者を参加資格としております。5,000万円以上については，特殊な機能がありますので，委員会で定めて指定を決めているような状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。次，地域経済の活性化につながる組合の工事発注は地域の業者優先で行うべきということで，次の質問に入ります。

これまで伺ってきたことの大もととなっているのが，既にご承知と思えますけれども，官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律であります。その中で受注機会の増大の努力，これ第3条なんです，新規中小業者を初めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとあります。地域の活性化を図る上で地域内循環型の政策をしっかりと打ち出すことだと私たちは考えておりますが，当組合としての今後の取り組み，その考え方について伺います。見解をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

当組合の一般競争入札における所在地要件の設定及び指名競争入札における業者選定におきまして，取手市及びつくばみらい市に本店を置く業者を原則としております。特殊性のある工事につきましても，管内業者，茨城県内，関東地方と段階的に所在要件を広げるものとしております。

当組合としましては，引き続き地場産業の育成と受注機会の確保に配慮してまいりますので，ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 最後になります。先ほどの局長のご説明だと、県内、関東地域ということで、特殊性のあるところはそういうところを選定するということですが、この法律では、新規中小企業を初めとする中小業者の発注機会の増大を図るように努めなければならぬと先ほど私も申しましたが、この市内業者のうち、営業所や支店ではなく、本店を置く業者が優先されるべきではないかなと私は考えますが、そこら辺はどうお思いでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

一般競争入札、指名競争入札における所在地要件といたしまして、設計金額が5,000万円までの枝線、幹線などの管渠工事及び舗装工事につきましては、工事場所が所在する当該市内に本店を置く業者とし、設計金額が5,000万円を超え1億円未満の工事につきましては、工事場所の所在する当該市内に本店、支店または営業所等を置く業者としております。

また、1億円以上の工事につきましては、指名委員会で定めることとしておりますが、できる限り本店を置く業者並びに管内業者に配慮してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○10番（加増充子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、加増充子さんの質問は終わりました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道組合行政不服審査法施行条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第1号 取手地方広域下水道組合行政不服審査法施行条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第1号 取手地方広域下水道組合行政不服審査法施行条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法が50年ぶりに全部改正されたことに伴い、より公正な手続により権利利益の救済を図るため、第三者機関として行政不服審査会を事件ごとに設置するとともに、審理過程における提出資料の交付を受ける際の費用について手数料として定めるなど、当該改正に対応して所要の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数に制限はありません。

念のために申し上げます。

質疑を行う議員は、一般質問と同様、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら、自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 取手地方広域下水道組合行政不服審査法施行条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の全部が改正され、行政庁の処分等に対する不服申し立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図ることを目的として、審査請求による不服申し立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等が行われることに伴い、関係する条例の規定を一括して整備するものです。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

議案第3号 取手地方公共下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第3号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第3号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、都市計画決定における下水道事業の事務手続の変更により、都市計画法第75条の規定に定める受益者負担金制度が適用されない事業区域におきまして、地方自治法第224条の規定に基づく分担金制度を適用し、受益者間の負担の公平性を確保するものであります。

また、分担金制度の適用に伴い、受益者負担金とあわせて、延滞金に係る利率の軽減措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

議案第4号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（山野井 隆君） 日程第9、議案第4号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第4号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,982万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億5,228万4,000円とするものでございます。また、継続費の変更、繰越明許費の設定及び地方債限度額の変更もあわせて行うものです。

補正の概要について申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金939万4,000円の増、国庫支出金1,000万円の増、県補助金229万9,000円の増、歳入歳出調整により、繰入金2,452万2,000円の減、組合債8,700万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費、総務費、下水道費の精査によるもので、議会費1万3,000円の減、総務費2,883万3,000円の減、下水道費で6,098万3,000円を減額するものでございます。

以上が概要説明でございますが、詳細につきましては事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き事務局長より補足説明を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 議案第4号につきまして補足説明をさせていただきます。

私からは、一般会計補正予算に関する説明書によりましてご説明をさせていただきます。

説明書10ページ、11ページの総括につきましては、管理者説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

初めに、歳入でございます。12ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金172万4,000円の減額につきましては、舗装復旧工事受託事業において、県南水道による工事完了が今年度末となることにより、本組合の舗装復旧工事の施工が次年度となるため、当該負担金を減額するものでございます。

次に、目2受益者負担金につきましては、平成27年度新規賦課区域の精査による対象区域の増及び広大地における一括納付受益者の増により1,111万8,000円を増額するものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金につきましては、現年度分国庫補助金の内示額が確定したことにより、1,000万円を増額するものでございます。

続きまして、款4県支出金、項1県補助金、目1下水道費県補助金につきましては、現年度分県補助金の内示額が確定したことにより229万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整により2,452万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、款10組合債、項1組合債、目1下水道債につきましては、起債対象事業費の減によりまして8,700万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、13ページをごらんください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、市議会議員の改選による報酬の増及び臨時議会が開催されなかったことによる旅費の減により1万3,000円を減額するものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、事業運営審議会の開催回数の減及び消費税額の確定によりまして2,883万3,000円を減額するものでございます。

款3下水道費、項1下水道整備費、目1整備総務費につきましては、派遣職員負担金額の変更により61万8,000円を増額するものでございます。

目2処理場建設費につきましては、請負差金により363万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、目3幹線管渠整備費につきましては、平成26年度補助事業の未契約工事といたしまして、平成27年度工事との合併により1,944万円を減額するものでございます。

目4枝線管渠整備費につきましては、歳入歳出調整のための財源充当を変更するものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

款3下水道費、項2下水道管理費、目1管理総務費につきましては、勸奨による退職に伴い、退職手当負担金449万8,000円を増額するものでございます。

目2広域処理場管理費につきましては、脱水ケーキ処分業務委託における汚泥量の減、処理場施設機器改修工事の請負差金によりまして4,302万2,000円を減額するものでございます。

款4公債費、項1公債費、目1元金につきましては、下水道管理費の減額に伴う財源充当の変更でございます。

次に、15ページをごらんください。

補正予算に伴う給与に関する内容でございます。

続きまして、17ページをごらんください。

継続費の調書でございます。

次に、18ページは、地方債の調書でございます。今年度末の残高といたしまして、約270億円となる見込みでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 1点だけ伺います。14ページの脱水ケーキ処分業務委託、広域処理管理費のところですが、3,691万円減になっておりますが、この主な理由は何なのかということ伺います。

○議長（山野井 隆君） 次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

この脱水ケーキの処分委託の減額ですが、約2,000万円程度は請負差金によるものなんですけれども、残りの部分については、見込んだだけの汚泥の量が排出されなかったということで、汚泥の量の減です。

近年、流入量が伸び悩んでおりまして、想定するだけの流入量が入ってきておりませんので、さほど伸びないということで前年度よりは見込みを下げたのですけれども、それ以上に下がってしまったということでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 汚泥が排出されなかったということで、要するに家庭からここに来る汚水が少ないということになるんでしょうかね。そこら辺の汚泥が搬出されなかったというのは、何か原因があったからなのかしら、そこら辺どのように分析されています

か。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 今、議員がおっしゃったように、家庭から流れてきます私ども処理場への流入量が、今までですと整備と合わせて伸びておったのですけれども、近年、節水が大分進んでまいりまして、整備しても流入量がさほど伸びない、逆に減るというときもあります。その辺で、予算上は前年比よりも1,200万円ほど下げて見込んでおったのですけれども、見込み以上に流入量が入らなかった、プラス、ちょうど26年度に長寿命化の改築で脱水機を更新しておりまして、脱水機の能力も上がって、含水率を下げることができてトン数が減ったということもございます。ちょうど24、25年の2カ年で行いまして、26年度から稼働させて、26年でその稼働実績が出ておったので、27年の予算を立てるときに、先ほど言いましたお金は出しておったんですが、逆に言えば組合にとっていい方向に誤算があったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 処理場に来る水が少ないということでは、節水が進んだ、それから同時に長寿命化によって機能を上げたというのはよくわかります。

そうしますと、この区域内の世帯数とか人数の変更でこうなったという単純なものではなく、そういうふうに理解していいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

業務課で使用料を徴収しているのですが、有収水量のほうは伸びてございます。私どもが下水道の枝線工事を行いまして、接続していただいて、着実に伸びているということは明確ですが、以前ほどの水量の伸びがないと。要は、面積に対してどれだけの水量が伸びたかという、それが激減しているというのが事実でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 最後です。そうしますと、補正ですから新年度にどう生かしていくかということですが、今回3,691万円減になったということでは、28年度の新年度予算にも考慮する大きなところだと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

この後、来年度予算でご審議していただきますが、本年度予算と比較いたしまして金額で約2,300万円ほど下げてください。ただ、金額をただ単純に下げたのではなく、先ほど言いましたように、新しい脱水機の能力も、2年間で私どもの実績もわかってきましたので、もう一度そのあたりを見直しまして、流入量に対する発生汚泥量を計算し直しまして、これなら大丈夫だろうという実績に基づいた量を推定しまして予算を策定してございます。

○10番（加増充子君） 終わりです。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時33分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開いたします。

○

議案第5号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第10 議案第5号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第5号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計予算を上程するに当たりまして、事業方針と予算編成の概要について申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

下水道は、身近な生活環境の改善を図る上で欠くことのできない基盤施設であり、公共用水域の水質保全など良好な水環境を保全するため、下水道の役割はますます重要となっております。

しかしながら、人口減少、また高齢化が進む中、環境への意識が高まり、節水等による使用料収入が伸び悩んでいる状況でございます。さらに、汚水処理未普及地域の解消や施設の老朽化、地震対策等の改築費の増加など、極めて厳しい財政状況でございます。

そのような中、最適な下水道サービスの持続的提供のために、経営健全化に向け、平成

29年度から企業会計を導入する予定でございます。

このような状況下におきまして、下水道事業の着実な推進と経営健全化に向けた事業計画を立案いたしました。

さて、平成28年度一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算額それぞれ54億2,600万円で、前年度と比較いたしまして9.4%の増額となるものでございます。

歳入につきまして説明を申し上げます。

構成市負担金、受益者負担金が主となります。分担金及び負担金は23億2,816万円で前年度比0.6%の減、下水道使用者から徴収されます使用料及び手数料11億7,190万9,000円で前年度比1.6%の増、建設事業費の財源となります国、県よりの補助金として国庫支出金・県支出金6億9,600万1,000円で前年度比58.1%の増、財産収入、寄附金、財政調整基金繰入金、繰越金、諸収入で8,763万円、前年度比32%の減、組合債11億4,230万円で前年度比27.3%の増で計上しております。

次に、歳出につきまして説明を申し上げます。

経常経費でございますが、議会費、総務費で3億2,712万1,000円、前年度比5.2%の減でございます。

事業費につきましては、下水道整備に係る事務的経費のほか、処理場、幹線、枝線整備で下水道整備費21億8,709万1,000円、前年度比31.7%の増でございます。

維持管理費としましては、下水道施設管理に係る事務的経費、下水道施設の維持管理費で下水道管理費7億8,757万4,000円、前年度比12.1%の減でございます。

公債費につきましては、21億416万8,000円、前年度比2.6%の増でございます。

諸支出金であります、財政調整基金への利子の積み立てで4万6,000円、前年度比2.1%の減でございます。

予備費につきましては、2,000万円、前年度比100%の増でございます。

なお、第2表債務負担行為につきまして、公用車のリース料、水洗便所改造資金助成利子の補給を計上するものでございます。

第3表地方債におきましては、限度額を11億4,230万円とするものでございます。

以上が概要説明でございますが、詳細につきましては事務局長より説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き事務局長より補足説明を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 議案第5号についての補足説明をさせていただきます。

少し長いのですが、よろしくお願いいたします。

私からは、一般会計予算に関する説明書によりましてご説明をさせていただきます。

説明書10ページ、11ページの総括につきましては、管理者説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

初めに、歳入でございます。12ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金22億4,834万1,000円につきましては、主に取手市、つくばみらい市による構成市からの負担金となっております。

目2受益者負担金7,981万9,000円につきましては、枝線管渠工事に係る事業費の一部負担といたしまして徴収する負担金でございます。

なお、平成28年度の新規賦課区域といたしまして、取手地区約9ヘクタール、つくばみらい地区約6ヘクタールを予定しております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料11億7,053万6,000円につきましては、公共下水道の使用料でございます。目2総務使用料44万4,000円につきましては、主に職員駐車場の使用料でございます。

項2手数料、目1下水道手数料92万9,000円につきましては、主に宅地内の排水設備工事の申請に係る手数料などでございます。

13ページをごらんください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道国庫補助金6億9,600万円につきましては、国からの補助金でございます。補助対象事業のおおむね2分の1を歳入として見込むものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1下水道県補助金につきましては、県からの補助金でございますが、まだ金額が確定しておりませんので、科目設定として1,000円を計上するものでございます。

款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金4万6,000円につきましては、財政調整基金の利子でございます。

款6寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金につきましては、科目設定といたしまして1,000円を計上するものでございます。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6,700万円につきましては、財源を確保するため財政調整基金からの繰り入れとするものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,036万5,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、款9諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金につきましては、受益者負担金の延滞金で、科目設定といたしまして1,000円を計上するものでございます。

項2組合預金利子、目1組合預金利子10万3,000円につきましては、普通預金の利子でございます。

14ページをお開きください。

項3雑入、目1雑入11万4,000円につきましては、コピー代や保険の事務手数料などを見込むものでございます。

款10組合債、項1組合債、目1下水道債11億4,230万円につきましては、工事費の財源で

ございます。

続きまして、歳出でございますが、15ページをごらんください。

款1 議会費，項1 議会費，目1 議会費252万4,000円につきましては，議員の報酬を初めとする議会運営に係る経費でございます。

款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費 2億4,326万6,000円につきましては，給料や職員手当等の経常経費でございます。

17ページをごらんください。

引き続き一般管理費でございますが，節27公課費につきましては，消費税及び地方消費税としまして5,421万7,000円を計上するものでございます。

目2 企画調査費8,103万4,000円につきましては，内訳といたしまして，下水道管渠設計指針の検討，修正等を行う設計指針改訂業務委託に437万4,000円，下水道管路施設とポンプ場施設のストックマネジメントに基づく長寿命化基本計画策定業務委託に4,767万2,000円，地方公営企業法に基づく企業会計の適用に伴う資産の調査，評価及び移行事務，並びに財務会計システム構築を行う地方公営企業法適用支援業務委託に1,328万4,000円，新規事業といたしまして，下水道管路施設の耐震化を図るための総合地震対策計画策定業務委託に1,570万4,000円を計上するものでございます。

項2 監査委員費，目1 監査委員費29万7,000円につきましては，監査委員の報酬と費用弁償でございます。

款3 下水道費，項1 下水道整備費，目1 整備総務費 2億75万7,000円につきましては，処理場，管渠等下水道施設の整備に携わる職員の給与等の経費でございます。

19ページをごらんください。

目2 処理場建設費 2億8,755万2,000円の内訳といたしましては，節13委託料におきまして5,621万5,000円を計上するもので，水処理施設，汚泥処理施設の詳細設計業務委託に3,096万4,000円，県南クリーンセンターの汚泥濃縮機械・電気設備改築工事等に伴う施工監理業務委託に743万1,000円，長寿命化改築詳細設計業務委託に1,782万円を計上するものでございます。

次に，節15工事請負費におきまして2億3,133万7,000円を計上するもので，施設建設工事といたしまして，県南クリーンセンターの水処理施設，最初沈殿池，脱臭設備建築工事及び場内整備工事に7,092万4,000円，処理施設改築工事といたしまして，県南クリーンセンターの電気設備改築工事，汚泥濃縮槽，防食工事，平成27年度及び平成28年度の継続事業であります汚泥濃縮機械・電気設備改築工事といたしまして1億6,041万3,000円を計上するものでございます。

目3 幹線管渠整備費 3億6,762万9,000円の内訳といたしまして，節13委託料におきまして5,593万1,000円を計上するもので，新川1号幹線の取手地区詳細設計業務委託に2,480万4,000円，武兵衛新田1号幹線のつくばみらい地区詳細設計業務委託に2,608万2,000円，

家屋調査業務委託に120万円,ポンプ場改築工事の施工監理業務委託に183万6,000円を計上するものとし,板橋雨水幹線のつくばみらい地区詳細設計業務委託雨水分に200万9,000円を計上するものでございます。

次に,節15工事請負費におきまして3億1,169万8,000円を計上するもので,新川1号幹線の取手地区幹線管渠工事に7,615万円,電気設備改築工事のポンプ場改築工事に2億3,554万8,000円を計上するものでございます。

目4枝線管渠整備費13億3,115万3,000円の内訳といたしましては,節13委託料におきまして2億7,304万7,000円を計上するもので,下水道工事委託といたしまして,取手駅北区画整理事業地内の下水道工事委託に430万円,取手地区詳細設計業務委託に1億255万1,000円,つくばみらい地区詳細設計業務委託に3,973万4,000円,家屋調査業務委託に5,346万2,000円,青柳地内の下水道工事業務委託雨水分に7,300万円を計上するものでございます。

次に,節15工事請負費におきまして9億8,511万3,000円を計上するもので,取手地区枝線管渠工事に4億2,424万7,000円,つくばみらい地区枝線管渠工事に2億1,425万4,000円,舗装工事等の枝線附帯工事といたしまして,汚水分1億2,616万6,000円,雨水分940万円を計上するものでございます。

20ページをお開きください。

青柳地内の取手地区枝線管渠工事雨水分に1億9,215万円,また,取手市西二丁目地内の公共ます等改築工事に1,177万8,000円,本郷二丁目地内の汚水管改築工事に711万8,000円を計上するものでございます。

節22補償・補填及び賠償金につきましては,工事に伴う物件移転や家屋補償費に7,299万3,000円を計上するものでございます。

続きまして,款3下水道費,項2下水道管理費,目1管理総務費1億7,732万9,000円につきましては,下水道施設の管理に携わる職員の給与等の経費でございます。

21ページをごらんください。

目2広域処理場管理費4億3,119万6,000円,こちらの内訳といたしまして,節11需用費におきまして燃料費に24万9,000円,節12役務費におきまして都市ガスの保守点検手数料等に34万1,000円,節13委託料4億2,587万2,000円につきましては,主なものといたしまして,県南クリーンセンターの維持管理業務委託に2億7,273万4,000円,脱水ケーキ処分業務委託に1億1,872万1,000円,環境対策業務委託に1,264万5,000円を計上するものでございます。

22ページをお開きください。

節15工事請負費473万4,000円,こちらの内訳といたしまして,樋管管理橋手すりの施設修繕工事に344万8,000円,建築附帯工事といたしまして,施設見学等来庁者の安全対策といたしまして沈砂池管理棟階段の手すり設置工事に128万6,000円を計上するものでございます。

目3 広域管渠管理費 1億7,904万9,000円、こちらの内訳といたしまして、節11需用費におきまして消耗品費等に270万6,000円、節12役務費におきまして通信運搬費に333万8,000円、次に、節13委託料9,394万8,000円につきましては、主なものといたしまして、ポンプ場維持管理業務委託に6,693万5,000円、管路調査業務委託に1,088万7,000円を計上するものでございます。

次に、節14使用料及び賃借料におきましては、JRの占用料及び発電機の借上料といたしまして7万5,000円、節15工事請負費におきまして、汚水管・雨水管内面補修工事等といたしまして7,846万2,000円、節16原材料費におきましては、道路補修などに使用する合材の購入に5万6,000円を計上するものでございます。

23ページをごらんください。

節18備品購入費につきましては、仮設発電機の購入といたしまして46万4,000円を計上するものでございます。

款4 公債費、項1 公債費、目1 元金15億4,406万9,000円、目2 利子5億6,009万9,000円につきましては、いずれも昭和61年度から平成27年度までの元金と利子分でございます。

款5 諸支出金、項1 基金費、目1 財政調整基金費4万6,000円につきましては、財政調整基金の積み立てで生じた平成28年度分の利子を再度財政調整基金へ積み立てることによる歳出でございます。

款6 予備費、項1 予備費、目1 予備費2,000万円につきましては、今後老朽化が進む施設等の不測の事態を考慮いたしまして計上するものでございます。

24ページをお開きください。

特別職の給与費明細書でございます。

25ページをごらんください。

25ページから31ページは、一般職の給与、手当等の資料でございます。

続きまして、32ページをお開きください。

継続費の設定に関する調書でございます。

続きまして、33ページをごらんください。

33ページから37ページは、債務負担に関する調書でございます。

続きまして、38ページをお開きください。

地方債に関する調書でございます。平成28年度末の債務残高につきましては、約266億円となる見込みでございます。

続きまして、別紙でございますが、A4縦判の予算説明資料により説明させていただきます。

25ページをお開きください。

25ページから28ページは、事業予定箇所の図面となっております。赤色の箇所が平成28年度の整備予定箇所となっております。かなり細かくて見づらいと思いますが、イメージ

だけは持てるかと思いますが、よろしく願いいたします。

整備予定面積は、取手市17ヘクタール、つくばみらい市11ヘクタールでございます。

ちなみに、取手市は昨年度23ヘクタール、つくばみらい市が昨年度9ヘクタールとなっております。

大変申しわけございませんが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

全体といたしまして、平成27年度より歳入歳出予算の総額が4億6,400万円増となっております。

主な歳出予算増の理由といたしましては、款3下水道費、項1下水道整備費、目2処理場建設費におきまして約1億6,000万円増と、目3幹線管渠整備費における約3億2,000万円増でございます。

処理場建設費につきましては、長寿命化計画に基づく処理場の改築工事の増でございます。

また、幹線管渠整備費につきましては、長寿命化計画に基づくポンプ場の改築工事、並びに取手地区においては新川1号幹線、つくばみらい地区においては武兵衛新田1号幹線の詳細設計等を予算計上したことが主な大きな理由となっております。

それに伴いまして、歳入予算におきまして、款3国庫支出金約2億6,000万円の増、款10組合債約2億5,000万円の増となっております。

以上、一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 時間が限られていますが、何点か聞かせていただきたいと思っております。

歳出のところですが、17ページ、企画調査費の中で、長寿命化基本計画策定業務委託のお金が計上されております。これについて、すみませんが詳しい内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えいたします。

長寿命化計画というのは、私どもの下水道施設を維持管理していく中で、基本となる長寿命化制度というものがございまして、それに基づいて行っていくものですが、そこに記載されています基本計画は、今年度処理場の長寿命化の計画策定は行っておりますが、来年度は管渠の長寿命化計画の策定と、もう1点、去年の11月に下水道法の改正がございまして、下水道法の4条で事業計画の策定というのがあるのですが、その部分で下水道の設

置のみの事業計画の策定になっておったものが、法改正により、管理についても管理計画を策定しなさいということがありましたので、長寿命化計画の策定と、もう1点管理計画の策定という二つの基本となるものの業務委託でございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 管理についても計画を立てるということでございます。下水道管の老朽化に対するいろいろな問題が全国的に発生していて、皆さん心配されているところでございますが、取手の中の管渠についてはどのような状態であるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えします。

どのような状態と言われるとちょっと不明確なので、答えが正しいかどうかは何とも言いがたいのですが、私どもの下水道管は昭和57年から工事を行っておりますが、古い時代のものは、鉄筋コンクリート管といいましてコンクリートで作られたものですが、近年は塩ビ製を用いております。下水道の管で一番不具合が出るのは、硫化水素の発生による腐食でございます。塩ビ管については、硫化水素に対しては耐酸性がございますので問題ありませんけれども、コンクリート管については腐食のおそれがあるということです。硫化水素の発生のメカニズムというのが平成の最初のころにわかりまして、今現在は硫化水素が発生するであろうという箇所が想定されておりますので、その部分についての点検調査をしていくとか、腐食しているものについては長寿命化計画なりその他の方法で大規模改築とか修繕を行っているということで、今現在私どもが管理しているものについては、さほど問題がないと思っておりますし、来年管理計画を策定して、それに基づいて適正に管理していけば大丈夫だと思っております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） それはこの先何十年も大丈夫ということですか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 何十年というか、下水道組合が存続する限り大丈夫と言えるように管理していく所存でございます。

○9番（齋藤久代君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） その企画調査費の中で、その下の総合地震対策計画策定業務委託というのも書いてありますけれども、これとの関連はどういうふうに考えたらよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 私どもの下水道というのは、国からの補助金をいただいてやるのが一番経済的ということで、その中でも補助金の制度が大変多くございます。

その中で、ここに今回初めてあげております総合地震対策計画というのは、長寿命化と同じような関連で、要は、古い時代に入れたもので、耐震で施工されていないものについ

ては耐震対策できるというものでございます。その中で、耐震計画でやるのがいいのか、長寿命化計画で更新するのがいいのか、二つをてんびんにかけまして、今回、私どもの管理している管で今後直したほうがいいたろうという硫化水素によって傷んでいる管があるんですけれども、その部分を早い時期に適切にやっていくには総合地震対策でやったほうが3年ほど早く着手できるということで、こちらを採用して来年度委託をかけていくということでございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。それでは、18ページの普及促進ニュース編集業務委託というのが書かれております。恐らくこれのことだと思います。大変見やすく、一般市民にもわかりやすいなと思って見ていたんですけれども、これはどのぐらい発行されているか、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えします。

「ウオーターユー」の広報紙のお話だと思いますが、約4万4,000部を印刷しまして、取手市の場合は新聞折り込み、つくばみらい市においてはポスティングという形で配布させていただいています。

先ほど齋藤議員のほうからもお話があったのですが、この「ウオーターユー」に関しては、今までとちょっとスタイルを変えまして、若手職員も大分入りましたので、若手職員を中心として今回は作成させております。その関係で、紙面のほうも従来から比べるとかなり読みやすい形に改善はしている状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 大変わかりやすいなと思いましたので、今後もわかりやすくお願いしたいと思います。

それでは、19ページになりますが、下水道受益者負担金過誤納還付金が発生するというふうに書いてあるんですが、これはどういう事情でこういうものが発生するのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 齋藤議員の質問にお答えいたしたいと思います。

受益者負担金についての過誤納還付金というのは、ほとんど発生しないと考えてもいいところなんです、納付書をなくしてしまった方がいて再発行して納入していただきます。それで、例えばもともとの納付書が見つかって、またそれを入れてしまいましたというのが年度末ぐらいにわかることがたまにあります。そうしますと、二重納付、受益者負担金を2回払ってしまったという方がいらっしゃるんですね。それが翌年度にわかった場合にはこの償還金のほうから、2回はもらえませんが、それを入れてしまった方にバックすると。そういった方のために科目を設定しているものでございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 一度納付したら途中でわかって二度目誤って納付することはないということではないということでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） こちらから督促なり何か、入れてなかったという人に対して、向こうから納付書をなくしてしまったということだったので再発行します。それでまず入れていただきます。その人はそれで終わりのはずなんですけれども、たまたま家にもととの納付書が見つかったと。それをその人が、うちに問い合わせも何もしないで入れてしまうということがある話なんです。同じ年度のもの、同じ期数のものが2回入ってしまうということがごくまれにあります。それをその年のうちに返せばこういうことは要らないんですけれども、まれに翌年度、年度末ぎりぎりですうということが発覚した場合には、償還金という形になりますので過誤納として出ささせていただくということになります。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 次に、22ページです。工事請負費の中で、マンホールやいろいろな修理の工事とか予算立てがしてありますけれども、これはどういうスケジュールに基づいて進むようになっているのでしょうか。そのルールについて説明をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 22ページの15節の工事請負費の欄の説明でよろしいでしょうか。人孔蓋修繕工事ということで252万6,000円あげてございますが、人孔のふたが道路上に大変多くございます。その中で、もともと年度が古くて年数がたっているのであらかじめここについては3カ年とか5カ年計画でかえていきたいと思いますという計画を立てられる場所であればいいんですが、そうでないところもございます。交通量が激しくて傷みが激しいとか、端的に言いますと、道路なんかでも交差点とかそういうところは、ブレーキをよく踏みますので舗装が傷みやすいのと同じように、人孔のふたがずれてしまうというようなこともございます。そういう場合のふたの取りかえ等の修繕、それと汚水管内面修繕工事については、事前にいろいろ問題があったところを調査いたしまして、主に延伸コンクリート管の部分ですが、クラックが入ってそこから漏水しているというものを見つけてありますので、そういう部分を年次計画を立てて修繕するという内容でございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 表に見えるものはいいですが、見えないものをどうやって発見するかということについてはどのように取り組まれているでしょう。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 確かに下水道管は上から全く見えない、見えるのはマンホールのふただけとよく言われますが、来年度維持管理計画を策定します。維持管理はどのようにするかというと、一番はやはり住民からの苦情等でございます。というのは、管が詰まっ

た、汚水があふれているという苦情をいただいたときに、その場所の状況を見て、ただ清掃して流れればよいということではなく、何が原因でそうなったのか、原因もいろいろあると思うんですよ。油が流されて詰まったとか、逆に底の部分がたるんでいて流れが悪くて詰まってしまったとか、維持管理としてのその本当の原因を究明して根本的な対策をしていく、そして適切な改築をしていくということで下水道組合としては今までやってきていますので、これからもそれでいけば大丈夫かなと思っております。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 今のやり方では、予防はなかなか難しいということではよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 齋藤議員のご質問にお答えします。

自然流下部分では、予防は確かに難しいと思います。ですので、下水道台帳にそういう苦情等の記録をつけて、その苦情の原因を特定して対応していくということしかないと思っておりますが、硫化水素の発生についてはそのメカニズムが大分解明されておりますので、今ではいい方法も大分出ておりますので、そういう点で予防できる部分とできない部分と両方あると思っております。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 先ほど齋藤久代議員から質疑がありました長寿命化基本計画について、これは国のほうに下水道組合から申請を出して予算化されていると思っておりますが、距離にして何キロぐらいになるのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

距離にしまして、470キロメートルでございます。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） これまでも長寿命化計画はあったと思うのですが、その長寿命化計画を策定されて、これまで整備をしてきた距離数というのはあるのでしょうか。

では、質問変えます。それがわかれば後で教えてほしいのですが、今年度28年度でこの470キロあるということで申請を出していると思っておりますが、28年度で全て工事をしていくということではよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 石井議員のご質問にお答えします。

長寿命化計画というのは、維持管理をしていくための制度でございますが、長寿命化制度という制度で、以前は耐用年数が来たら新しいものと交換するという改築更新というも

のの考え方だったのですが、今は使い捨てる時代ではありませんので、ある程度の時期に大規模修繕をして、その耐用年数を延ばしてあげようという考え方の整備でございます。

来年度予定しています管渠については、処理場と違って、機械・電気等耐用年数が短いものはございませんので、ちょっと考え方が変わるんですけども、先ほど齋藤議員のご質問のときにお答えしたように、管渠についてはどうしても目視してそういう不具合のあるところを発見できないということが多いものですから、主たる部分は、管理計画となつて、どういう維持管理をしてどうやって不具合を発見するかというのが趣旨になります。

ただ、先ほども申しましたけれども、硫化水素が発生する場所というのは特定できますし、下水道法の施行規則だと思いますが、その中で5年に1回は点検を義務づけるような内容が記載されておりましたので、そういうものに基づいて点検計画を策定して行っていくということでございます。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） わかりました。じゃ、次の質問で、19ページの幹線管渠整備費、これは私が以前から一般質問なども行ってきて、ようやく新川のほうに予算づけされたんですが、新川第1幹線詳細設計業務委託について詳しく教えてください。

○議長（山野井 隆君） 工務課長 穂鹿 毅君。

○工務課長（穂鹿 毅君） 石井議員のただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度に計画しております新川1号幹線詳細設計でございますが、今年度、浜田ポンプ場付近より藤代中央クリニックまでの区間約250メートルの区間の設計委託を行いました。そちらの続きでございます。藤代中央クリニックから双葉団地入り口、大夫落の用水路までの間約450メートルの設計委託を考えております。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） これは3カ年で計画して幹線を延ばしていくと思うんですが、仮にこの双葉地区に下水道整備入れた場合何ヘクタールあるのか、予定でいいので教えてください。

○議長（山野井 隆君） 穂鹿 毅君。

○工務課長（穂鹿 毅君） 石井議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、申しました今年度詳細設計を行いまして、実は平成28年度の予算にも書かれているとおり、平成28年度には新川1号幹線工事、これに着手していきたいと思っております。先ほど言った250メートルの整備でございます。こちらを28年度、先ほど議員もおっしゃったとおり29、30年度と新川1号幹線を双葉団地の入り口まで整備をして、その後詳細設計に入っていくことでございます。今、事業計画のほうは、双葉団地で7.2ヘクタールいただいております。こちらの詳細設計におきましても、平成31年度から整備を進めたいという考えを持っております。設計にはおのずとその前に着手していこうと思っておりますので、平成29年度には着手をするよう考えております。ご協力、ご理解のほどよろしく願います。

たします。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） ありがとうございます。昨年、藤代中央クリニックの目の前で高校生の交通事故がありまして、あそこはこうした事故がある場所ではなかったのですが、今後工事をやるに当たっての安全対策についてお伺いしておきます。

○議長（山野井 隆君） 穂鹿 毅君。

○工務課長（穂鹿 毅君） 石井議員のご質問にお答えします。

下水道工事、こちらも地下を掘る工事でございます。確かに議員がおっしゃるとおり、工事の安全管理、こういうものは徹底していきたいと思っております。また、この工事もできれば地元業者さんのご協力をいただきながら、うちのほうの職員も一丸となって安全対策を進めていきたいと思っております。事故のないよう進めてまいりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） しっかりと安心安全対策をとっていただきながら、工事を進めていただければと思います。

この予算書どこに載っているかちょっと確認できなかったのですが、毎年9月に下水道展が行われると思います。これは一般市民の方及び小中学生の書道展と絵画展も行っていると思いますが、ここの下水道展については予算づけというのはされているでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 業務前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 石井議員のご質問にお答えしたいと思います。

この説明欄ように下水道促進展何とか費とか、そういったものまでは書いてないです。例えば備品を買うとか、消耗品買うということなので、20ページになります下水道費、下水道管理費、管理総務費、その中の需用費、消耗品60万円の中にそういった諸費用等に関しては含まれております。先ほど言ったように下水道促進展何とか費とか、そういったところまでは書いてありません。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 本当にすばらしい展覧会だと思いますので、市民の方に広めていただければと思います。以上で質問を終わりにします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計予算を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま管理者から同意案第1号が提出されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、この際、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

職員に追加議案を配付させます。

暫時休憩します。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○議長（山野井 隆君） 再開します。

同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（山野井 隆君） 追加日程第1、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。

この際、本件については、海老原 弘議員は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

〔3番海老原 弘君退場〕

○議長（山野井 隆君） それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

当下水道組合議会選出の監査委員に、適任者として海老原 弘氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

以上、同意案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 全員賛成であります。よって、同意案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

海老原 弘君の入場を許可いたします。

〔3番海老原 弘君入場〕

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君が監査委員に選任されましたので、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（海老原 弘君） 監査委員に選任いただきまして、ありがとうございました。一生懸命審査をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） これにて本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり熱心なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

午後4時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長 山野井 隆

署 名 議 員 柿 沼 朋 幸

署 名 議 員 古 舘 千恵子